従業員を有期雇用する場合の留意事項

有期雇用契約(期間の定めのある労働契約)をする場合の主な留意事項は、次のとおりです。

①**契約期間の上限** 原則3年間です。



- ②契約の更新

- ・契約が3回以上更新されている場合や1年を超えて継続契約している場合で、次回の契約を更新しない場合は、30日前までに契約を更新しない旨の予告が必要です。
- ・反復継続の<u>契約実態などから</u>、実質的に期間の定めのない契約と変わらない場合などは、無期雇用契約と同様の契約とみなされ、<u>更新しないことが認められない場合があります。</u>
- ・契約が更新されて通算5年を超え、かつ労働者から無期雇用契約の締結の申込みがあった場合、この無期雇用契約が成立します(使用者は、断ることができません)。

無期転換ルールのよくある質問

③契約期間中の解雇

- ・やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでは解雇でき ません。
- ・やむを得ない事由の有無については、<u>無期雇用契約の場合よりも厳しく判断</u>されます。

労働契約の終了については、「確かめよう労働条件」ホームページ



ゃ

厚生労働省ホームページ



で詳細を御確認ください。

ココもチェックまる~!

~その他のポイント~

労働組合からの団体交渉の申入れについて

使用者が正当な理由なく拒むと、労働組合法上の不当労働行為になります。困ったときは、まず、労働委員会に相談してください。

中小企業における時間外労働賃金の割増率

令和5年4月から月60時間を超える場合の時間外労働賃金の割増率が50%になります。就業規則を確認し、見直しましょう。

詳細はす

